

不法行為に基づく損害賠償請求事件において、損害の発生を前提としながら民事訴訟法248条の適用を考慮することなく、損害額を算定することができないとして請求を棄却した原審の判断に違法があるとした最高裁判決。

採石業を営む上告人が、被上告会社の採石行為によって上告人の採石権が侵害されたとして、被上告人会社及び同社の代表者に対して不法行為に基づく損害賠償等を求めていた上告審判決が、最高裁第三小法廷であった。

本件では、被上告会社が自己の採石権に基づいて採石した量と上告人の採石権を侵害して採石した量とを区別することが非常に困難な事案であった。

判決は、「損害額の立証が極めて困難であったとしても、民訴法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて、相当な損害額が認定されなければならない。」と指摘し、原審の判断について「被上告会社の上記採石行為によって上告人に損害が発生したことを前提としながら、それにより生じた損害の額を算定することができないとして、上告人の本件土地1の採石権侵害に基づく損害賠償請求を棄却した原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」とし、損害の発生を認めながら損害の額を算定できないとして上告人に対する損害賠償請求を棄却した原審の判決を破棄し、福岡高裁に差し戻す判決を言い渡した。

